ビチオノールを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり30mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前15日間
フェバンテルを有効成分とする飼料添加剤	ふぐ目魚類	１日量として体重１kg当たり25mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前21日間
フェバンテルを有効成分とする強制経口投与剤	馬	１日量として体重１kg当たり６mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
フェンベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	豚	飼料１ｔ当たり15ｇ以下の量又は１日量として体重１kg当たり３mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前７日間
硫酸フラジオマイシンを有効成分とする飼料添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として、体重１kg当たり20mg（力価）以下で、かつ、１頭当たり1,000mg（力価）を超えない量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
	豚	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	鶏	飼料１ｔ当たり200ｇ（力価）（産卵鶏にあっては70ｇ（力価））以下の量を混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前５日間
硫酸フラジオマイシンを有効成分とする飲水添加剤（別表第２に掲げるものを除く。）	鶏（産卵鶏を除く。）	１日量として体重１kg当たり10mg（力価）以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前16日間
プラジクアンテルを有効成分とする飼料添加剤	すずき目魚類	１日量として体重１kg当たり150mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するために水揚げする前10日間
フルニキシンメグルミンを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前10日間又は食用に供するために搾乳する前60時間
	馬	１日量として体重１kg当たり１mg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
	豚	１日量として体重１kg当たり２mg以下の量を筋肉内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前21日間
フルバリネートを有効成分とする懸垂剤	蜜蜂	蜜蜂の巣板４枚当たり0.9ｇ以下の量を巣箱内に懸垂すること。	食用に供する蜂蜜及びその他の生産物を生産している期間

フルベンダゾールを有効成分とする飼料添加剤	牛	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚	飼料１ｔ当たり30ｇ以下の量を混じ、又は１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飼料に混じて経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする飲水添加剤	牛	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を飲水に溶かして経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルベンダゾールを有効成分とする強制経口投与剤	牛	１日量として体重１kg当たり20mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前10日間
	馬	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前３日間
	豚	１日量として体重１kg当たり10mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
フルメトリンを有効成分とする外皮塗布剤	牛	１日量として体重１kg当たり１mg以下の量を鼻部から尾根部に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前２日間
	鶏	１日量として１羽当たり１mg以下の量を背に塗布すること。	食用に供するためにと殺する前28日間
ブロチゾラムを有効成分とする注射剤	牛	１日量として体重１kg当たり２μg以下の量を静脈内に注射すること。	食用に供するためにと殺する前２日間又は食用に供するために搾乳する前12時間
プロペタンホスを有効成分とする外皮噴霧剤	牛（搾乳牛を除く。）	0.05％以下の水溶液を１日１回以下畜体に直接噴霧すること。	食用に供するためにと殺する前14日間
ブロムフェノホスを有効成分とする強制経口投与剤	牛（搾乳牛を除く。）	１日量として体重１kg当たり12mg以下の量を強制的に経口投与すること。	食用に供するためにと殺する前21日間